

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】(法第八条の三第二項 法第十五条の二の三第二項)

○固形燃料(一般廃棄物)保管設備の監視状況と措置

- ・関係法令
- 施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、ハ)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、ニ)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、
- ホ)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

2024年度 藤原工場 固形燃料 保管設備

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物のみ	ロ) う. 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。 ・固形燃料に含まれる水分が十重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であること。 ・固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	(1)測定位置(水分)	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品
		(2)測定年月日(水分)	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度
		(3)測定結果(水分%)	1.9	-	1.9	2.3	2.4	2.2	2.4	2.2	2.2	2.3	2.5
		(1)測定位置(温度)	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品	受入品
		(2)測定年月日(温度)	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度	受入都度
		(3)測定結果(温度℃)	22.2	-	29.4	33.1	36.7	33.2	27.7	24.3	15.2	12.6	10.7
		(1)測定位置(水分)	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内
		(2)測定年月日(水分)	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日
		(3)測定結果(水分%)	3.1	-	2.2	2.7	2.9	2.6	2.1	2.0	2.3	2.4	2.3
		(1)測定位置(温度)	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内	受入建屋内
	リ. 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	(2)測定年月日(温度)	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日	月初搬入日
		(3)測定結果(温度℃)	17.5	-	24.6	28.1	30.2	25.9	19.7	13.1	5.9	4.8	3.1
		(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(CO)											
		(2)測定年月日(CO)											
		(3)測定結果(CO)											
	ハ. 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合 (1)保管設備内の温度及び一酸化炭素濃度を連続的に測定し、且つ、記録すること。	(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(CO)											
		(2)測定年月日(CO)											
		(3)測定結果(CO)											
		(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(CO)											
		(2)測定年月日(CO)											
		(3)測定結果(CO)											
	ニ. 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(保管期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき) (4)保管設備内の温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。	(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(CO)											
		(2)測定年月日(CO)											
		(3)測定結果(CO)											
		(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(CO)											
		(2)測定年月日(CO)											
		(3)測定結果(CO)											
	ヘ. 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(保管期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき) (5)保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、且つ、記録すること。	(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(CO)											
		(2)測定年月日(CO)											
		(3)測定結果(CO)											
		(1)測定位置(温度)											
		(2)測定年月日(温度)											
		(3)測定結果(温度)											
		(1)測定位置(CO)											
		(2)測定年月日(CO)											
		(3)測定結果(CO)											
	ホ) 以下の設備の保管設備内の清掃を行った年月日 ・固形燃料をビットその他の外気に開放された場所に容器を用いなくて保管する場合(保管期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき) ・固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(保管期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が1日当たり処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるとき)	清掃実施年月日											

【コメント】 2019年9月2日～ 三重県ごみ固形燃料[RDF]受入開始

該当せず